

「こころの健康づくり実行宣言事業所登録」制度のご案内

佐賀労働局と佐賀県が連携し、職場におけるメンタルヘルス対策の一環として、事業所における自主的なメンタルヘルス対策を支援するための新たな取組「こころの健康づくり実行宣言事業所登録」制度をスタートしました。「こころの健康づくり実行宣言10カ条」に基づき、職場のメンタルヘルス対策を進めることを内外に宣言した事業所を登録する制度です。登録事業所は、佐賀労働局及び佐賀県のホームページにおいて公表されます。本制度を活用して、事業所におけるメンタルヘルス対策の新たな取り組みをスタートしてみたいはいかがでしょうか。

「こころの健康づくり実行宣言10カ条」

1. 従業員（職員）の仕事と休養のバランスに配慮します。
2. 円滑なコミュニケーションの推進により、活気ある職場づくりを行います。
3. 管理監督者はこころの健康づくり研修会やゲートキーパー研修会を受講します。
4. 従業員（職員）を対象とするメンタルヘルスの研修会を開催します。
5. 職場内にこころの相談窓口を設置します。
6. 職場環境などの把握と改善に努め、メンタルヘルスの不調を未然に防止します。
7. 部下が「いつもと違う」など、管理監督者によるメンタルヘルス不調者の早期発見に努めます。
8. 専門の相談や受診が必要な従業員には、相談先を紹介するなど支援します。
9. こころの病気による休職者の職場復帰を適切に進めます。
10. こころの悩みに関する相談の個人情報の保護に努めます。

令和 年 月 日 署名



こころの健康づくり実行宣言事業所 登録証

貴事業所をこころの健康づくり実行宣言事業所として登録します

令和 年 月 日
佐賀県知事 山口 祥義
佐賀労働局長 城 寿克

SAGA PREFECTURAL GOVERNMENT

申込方法: 「こころの健康づくり実行宣言」登録申請書
登録事業所名簿
こころネット佐賀

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00334584/index.html>

佐賀県庁ホームページ>分類から探す>健康・福祉>健康づくり
>メンタルヘルス・自殺予防 >こころの健康づくり実行宣言
サイト内の「こころの健康づくり実行宣言」からご覧頂けます。